

医療費控除の一つ「セルフメディケーション」税制について

2019年1月

セルフメディケーション税制とは医療費控除の一種で健康維持に努める事（健康診断や予防接種など）を条件に一般医薬品（OTC医薬品・俗に言う市販薬）の購入で医療費控除が受けられる制度です。

通常の医療費控除(医療費－保険金等補てん額)－(10万円か、総所得の5%か、のいずれか少ない金額)を課税所得から控除する事ができ、源泉徴収された税金の還付を受けることが出来る制度です。

これに対し、新たに創設されたセルフメディケーション税制は市販薬の購入額が年間で1万2千円を超えた金額（上限8万8千円）を課税所得から控除することができます。

例えば、年間2万円の市販薬を購入した場合1万2千円を引いた8千円を課税所得から控除することが出来ます。通常の医療費控除とセルフメディケーション税制は併用が出来ません。選択が必要です。例えば、極端ですが市販薬を年間15万円購入する人は医療費控除かセルフメディケーション税制を選択することにより控除額に差が出来ます。この場合、通常の医療費控除では10万円を超えた5万円が課税所得から控除されます。これがセルフメディケーション税制を利用すると1万2千円を超えた金額は13万8千円ですが上限の8万8千円が課税所得から控除される事になります。

それではセルフメディケーション税制を利用するに当たり必要な点を見てみましょう。まず必要なのは明細書です。書式はインターネットでダウンロードするか税務署にて入手できます。この明細書には住所・氏名・健康への取り組み内容とそれを証明する書類の発行先（予防接種の領収書発行先）・薬局名・薬の名称・金額を記入します。その他添付書類として検診などの証明書類が必要です。この際、薬局毎に金額を合計し記載することが可能です。領収書、レシートの添付は不要ですが確認のため5年分の保存が義務づけられています。

セルフメディケーション(自主服薬) 税制

元々医師の処方が必要でなければ買えなかった医療用医薬品を薬局で購入できるように転用したもの。例えばロキソプロフェンを含む痛み止めや、インドメタシンを含んだ湿布薬などです。対象医薬品である場合は、レシートに★印などが印字され、控除の対象であると記載されています。